

北播磨総合医療センター企業団監査委員情報公開条例施行規程

〔平成22年3月4日〕
〔監査委員規程第3号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団情報公開条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、北播磨総合医療センター企業団監査委員が管理する公文書の公開について必要な事項を定めるものとする。

(他の規程等の例)

第2条 条例の施行に関し必要な事項については、この規程その他別に定めるものを除くほか、北播磨総合医療センター企業団情報公開条例施行規程（平成22年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第14号）その他企業長が別に定める規程等の例による。

(事務局長の専決事項)

第3条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 条例第6条に規定する公文書公開請求書の受理を行うこと。
- (2) 条例第7条1項に規定する公開決定等の決定を行うこと。

附 則

この規程は、平成22年3月4日から施行する。